

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年11月17日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

ICT活用教育支援等業務委託

#### (2) 目的

区立小・中学校におけるICTを活用した授業や児童・生徒の学習の方法の提案及び教員の授業づくりの支援、また教員のICTスキルを向上させるための研修や研究の実施の支援によりICTを活用した教育の推進を図り、また授業準備及びメンテナンスを通じた教員の負担軽減を図ることを目的とする。

#### (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和5・6年度についても、各年度の本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件として、同じ事業者と随意契約を締結する。

#### (4) 業務内容

令和5年度以降の業務内容については、実施方法及び履行場所等について、令和4年度の実施状況を鑑み、変更する可能性がある。

- 1) 教員へICTを活用した教育(学習活動やプログラミング教育、学校行事等の教育活動全般)に関する授業事例の紹介・提案、授業内容に対する相談・助言及び教材作成支援
- 2) 授業及び学校行事等の教育活動全般における教員及び児童・生徒が行うICT関連(プログラミング教育を含む)の操作支援
- 3) 学校及び区が実施する研修における講師及び、研究等における指導、相談・助言及び支援
- 4) 端末やアプリ、アカウント及び学習者用デジタル教科書の設定及び運用支援
- 5) ICT機器(プログラミング教育教材を含む)の障害発生時における一次切り分けの実施
- 6) 以下を対象としたICT操作の習熟に関するアンケートの実施、集計、報告(各学期各1回、計各3回)

区立小・中学校児童・生徒(約51,000人)

区立小・中学校教員(約3,000人)

### 2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないものであること及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 区の競争入札参加資格を有すること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税を滞納していないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 本業務を円滑に実施するために十分な実施体制が確保されているか
- (3) 本業務を円滑に実施するために十分な連絡体制が確保されているか
- (4) ICT支援員の資質は適正か(採用方法・採用基準・資格要件等)
- (5) ICT支援員への指導・研修体制は適正か
- (6) その他の提案事項は、効果的な業務実施が期待できるものであるか
- (7) 受託経費見積りの妥当性
- (8) 類似業務に係る受託実績

#### 5 手続等

##### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局教育研究・研修課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号

(第2庁舎3階36番窓口)

電話 03-5432-2724 ファクシミリ 03-5432-3041

E-mail: [SEA03678@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA03678@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

令和3年12月20日以降に以下へ移転

〒154-0023 東京都世田谷区若林5丁目38番1号

世田谷区立教育総合センター1階 電話 03-6453-1503

##### (2) 提案条件説明書(実施要領)の公開期間、場所及び方法

期間 令和3年11月17日(水)から令和3年11月30日(火)まで

方法 世田谷区のホームページからのダウンロードによる(区ホームページ画面よりページ番号194412を検索すると該当ページが出てきます。)

##### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限 令和3年11月30日(火)午後5時まで

提出先 世田谷区教育委員会事務局教育研究・研修課

方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

##### (4) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限 令和3年12月23日(木)午後5時まで

提出先 世田谷区教育委員会事務局教育研究・研修課

方法 持参または郵送(締切日必着、簡易書留に限る)による。

#### 6 提案にあたっての留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口は教育研究・研修課とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 事業者からの提出物は返却しない。
- (8) 当該案件に参加を表明した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を区が公表することについて了承の上で参加することができる。
- (9) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (10) 詳細は、提案条件説明書による。